

事務連絡
令和7年1月28日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

生理処理用品及び月経処理用タンポンの広告自粛要綱の改正について

標記について、一般社団法人日本衛生材料工業連合会から別添のとおり報告がありましたので、参考までに送付いたします。

日衛発第 40 号
令和 7 年 1 月 10 日

厚生労働省
医薬局 監視指導・麻薬対策課長 殿
(一社) 日本衛生材料工業連合会
会長 澤田 道隆

生理処理用品及び月経処理用タンポンの
広告自粛要綱の改正について

平素は、当連合会に対してご高配、ご指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、標記について業界内で内容の見直し作業を進めてまいりました。
広告自粛要綱は昭和 40 年に制定し、昭和 55 年、平成 10 年と改正を実施、平成 26 年に
改正を要望し、取り組みを行っておりましたが、関連する通知等の発出までには至りま
せんでした。

それから更に 10 年が経過し、昨今の社会情勢、消費者の生理処理に対する考え方や
ライフスタイルの変化に合わせ内容を見直す必要性が増しております。

この度、別紙のとおり改正しましたので、各都道府県関係課等あてに周知いただくよ
うお願い申し上げます。

以上

生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告自粛要綱

(昭和55年1月1日 改訂)

(平成10年4月1日 改訂)

(令和7年1月6日 改訂)

前書

生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告は、医薬部外品及び医療機器の特殊性に則し、かつ公序良俗を本旨とした広告倫理の基盤に立ち、公衆衛生の維持増進に寄与するとともに適正なる効能、効果を周知することを目的とする。

そのためには、広告に対する正しい理解と認識を妨げ、真実な広告の発展を阻む広告の排除に努めねばならず、医薬品医療機器等法の規定のほか、医薬品等適正広告基準を遵守すべきは勿論であるが、常に正しい倫理観をもって生理処理用品の信頼を高めることが必要である。

上述の目的を達成するため、ここに従前の広告自粛要綱を下記のとおり改正し、その実践を申し合わせるものとする。

記

1. 生理処理用品の広告を行う者は、使用者が当該製品等を適正に使用することができるよう、正確な情報の伝達に努め、テレビ、ラジオ広告についての時間制限は原則、撤廃する。
2. 児童向け番組における広告は行わないこと。
3. 著しく不快や不安を与え、品位を損ない又は傷つけるおそれのある表現の広告は行わないこと。
4. 月経期間中に普段以上に激しい運動も可能であるような広告は行わないこと。
5. 大衆の射撃心をそそるような広告は行わないこと。
6. この申し合せに抵触、もしくは逸脱するおそれのある企画については、あらかじめ（一社）日本衛生材料工業連合会に相談の上、実施に移すこと。
7. 本広告自粛要綱は必要に応じ改正を行う。

以上

(別紙)

生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告自潔要綱 新旧対照表

※ 傍線を付した箇所が改正部分である

| 改 正 後 | 現 行 |
|------------------------------------|--|
| 生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告自潔要綱 | <p>前書</p> <p>生理処理用品（生理用ナプキン）及び月経処理用タンポンの広告は、医薬部外品及び医療機器の特殊性に則し、かつ公序良俗を本旨とした広告倫理の基盤に立ち、公衆衛生の維持増進に寄与するとともに適正なる効能、効果を知らしむることを目的とする。</p> <p>そのためには、広告に対する正しい理解と認識を妨げ、真実な広告の発展を阻む広告の排除に努めねばならない。</p> <p>広告宣伝云については薬事法の規定のほか、医薬品等適正広告基準を遵守すべきは勿論であるが、常に正い倫理観をもつて生理処理用品の信頼を高める必要である。</p> <p>上述の目的を達成するため、ここに従前の広告自潔要綱を下記のとおり改定し、その実態を申し合わせるものとする。</p> |

記

1. 生理処理用品の広告を行う者は、使用者が当該製品等を適正に使用

| | |
|--|--|
| <p><u>することができるよう、正確な情報の伝達を努め、テレビ、ラジオ広告についての時間制限を原則、撤廃する。</u></p> | <p>1) 實施時間は下記時間を除くこと。 1) 8時30分以前 口) 自12時～至13時 ハ) 自18時～至20時</p> <p>2) 児童向け番組における広告は実施時間にかかわらず行かないこと。</p> <p>3. 著しく不快や不安を与える、品立を損ない又は傷つけるおそれのある表現の広告を行わないこと。</p> <p>4. 月経期間中に普段以上に激しい運動(激しい競泳、飛び込み及び水中での脚躍など)も可能であるような広告宣伝は行わないこと。</p> <p>5. 月経期間中に冷たすぎる水、長時間の水浴が可能であるような広告宣伝は行わないこと。</p> <p>6. この申し合せにて抵触、もしくは逸脱するおそれのある企画について、あらかじめ(一社)日本衛生工業連合会(相談の上、実施ご移すこと)。</p> <p>7. 本広告自肅要請は必要に応じ改正を行う。</p> |
|--|--|

(新設)